

奈良工業高等専門学校将来計画委員会規程

平成16年4月 1日制定

平成30年3月27日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の将来構想，中期計画・年度計画等に関する事項を審議するため，将来計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は，独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた中期計画・年度計画に沿った本校の中期計画・年度計画の設定や，本校の将来構想を審議し，その結果を教職員・学生等に正しく認識させることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は，次の事項について審議する。

- 一 本校の将来構想に関すること
- 二 本校の中期計画に関すること
- 三 本校の年度計画に関すること
- 四 本校の年度計画に係る実績報告に関すること

(組織)

第4条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長補佐（総務担当）
- 二 一般教科及び専門各学科から選出された専任教員各1名
- 三 総務課長及び学生課長
- 四 総務課課長補佐（総務），総務課課長補佐（会計）及び学生課課長補佐
- 五 総務係長

2 前項第二号に掲げる者は，総務部門を構成する次の各号に掲げる委員会及びセンターに共通する構成員（以下「共通構成員」という。）となる。

- 一 将来計画委員会
- 二 点検・評価委員会
- 三 「システム創成工学」教育プログラム達成評価委員会
- 四 広報センター

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は，前条第1項第一号に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 4 副委員長は，共通構成員のうちから校長補佐（総務担当）が指名する。ただし，前条

第2項第二号から第四号までに掲げる委員会及びセンターの副委員長又は副センター長として校長補佐（総務担当）が指名した者を除く。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員の任期）

第6条 第4条第1項第二号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門部会）

第7条 委員会は、特別の事項について調査・検討するため、専門部会を設置することができる。

（事務）

第8条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他の必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。